

このガイドラインは、町の施設における感染拡大防止対策として実施すべき基本的事項を示したものです。各施設においては、本ガイドラインに基づいて、感染拡大防止対策を実施していますので、利用者のご理解とご協力をお願いします。

- 人と人との距離の確保 : 人と人が触れ合わない距離での間隔
- マスクの着用 : 重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員等に対し、マスクの着用を求めることができる。
- 施設等の利用 : 原則予約制です。予約は各施設管理者へ直接、連絡してください。

利用者が実施していただく事項

1 屋内の場合

- ① マスクの着用
基本は、個人の判断に委ねます。ただし、個々の施設利用要領を確認してください。
- ② 手指消毒の実施
各施設の入口において手指消毒を必ず行ってください。
- ③ 検温への協力
入口にて検温させていただきます。
(体温が37.5°C以上の時は、入場等をお断りさせていただく場合があります。)
- ④ 利用時間
原則90分を越えない範囲でご利用ください。
- ⑤ 換気の実施
各施設の利用する部屋（会議室等）は、原則30分に1回10分程度の換気を行ってください。
- ⑥ 除菌の実施
各施設の利用する部屋（会議室等）の備品（椅子やテーブル等）やドアノブなど、人が触れる部分については、利用する前後に除菌を実施してください。
- ⑦ 利用者名簿の記名
利用者は氏名、住所、連絡先等を記入してください。

2 屋外の場合

- 原則、密集・密接を避け、手洗い場がある場所では適時手洗いを実施してください。